

川口市監査告示第19号

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年7月15日

川口市監査委員 西 原 信一郎

同 金 井 洋

同 関 由紀夫

同 飯 塚 孝 行

# 住民監査請求監査結果

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

(略)

### 2 請求書の提出日

令和8年5月18日

### 3 請求の内容

川口市職員措置請求書（地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求）  
件名：融雪剤散布業務に係る公金支出及び代理人弁護士委任手続に関する違法・不当な財務会計行為について

川口市監査委員 宛て

請求人は、地方自治法第242条第1項に基づき、川口市長その他関係職員による下記財務会計行為について、違法又は不当な公金支出及びこれに付随する契約・決裁・検査・文書管理上の不備がある疑いがあるため、必要な監査及び措置を求める。

#### 第1 請求の対象

- 1 令和8年2月に実施された「幹線第93号線ほか補修工事（路面凍結防止工）」に係る施工業者への請負代金235,400円の支出
- 2 上記案件に関連して行われた代理人弁護士への委任、契約、支出負担行為、支出命令、法務協議、公印使用その他一連の財務会計行為
- 3 上記各行為に関する文書の作成、保存、探索、情報公開対応及び内部統制の実施状況

#### 第2 請求の趣旨

- 1 監査委員は、融雪剤散布業務に関する公金支出235,400円について、積算、予定価格の評定、発注、履行確認、検査、実績精算、支出命令及び振込に至る一連の財務会計手続の適法性を監査し、違法又は不

当な支出が認められる場合には、関係職員及び支出先業者に対する返還請求その他必要な措置を講ずるよう勧告されたい。

- 2 監査委員は、代理人弁護士委任手続について、起案、決裁、合議、委任契約書又はこれに準ずる文書、支出負担行為決裁書、支出命令書、請求書、領収書、費用積算資料、公印使用簿、法務協議記録及び予算執行科目の有無を直接確認し、違法又は不当な支出又は将来支出の危険が認められる場合には、その停止、是正、返還請求その他必要な措置を講ずるよう勧告されたい。
- 3 監査委員は、行政管理課、道路維持課、建設管理課、道路管理課、会計課、総務課、契約課その他関係部署における文書探索記録、担当課特定の経緯、開示資料の付番・ナンバリング及び請求案件との対応関係を示す記録の提出を求め、「不存在」説明及び文書探索の信用性を検証されたい。
- 4 監査委員は、過去の定期監査で指摘された文書管理、契約事務、検査、公印管理及び財産規則遵守に関する内部統制不全が本件で再発又は未是正である疑いを踏まえ、必要に応じて関係職員の責任の有無を調査し、再発防止措置を勧告されたい。

### 第3 請求の理由

#### 1 本件の性質

本件は、融雪剤散布に伴う事故対応を契機として判明した行政処理上の問題のうち、住民監査請求の対象となる財務会計行為に焦点を当てるものである。問題の中心は、第一に、融雪剤散布業務に関する公金支出235,400円が、地方自治法第234条の2第1項及び川口市会計事務規則第39条等に定める適正な積算・検査・支出手続を経ていたか、第二に、その後の代理人弁護士委任が、地方自治法第232条の3、川口市会計事務規則第34条及び川口市契約規則第23条等に定める適正な契約・事前決裁・支出負担行為を経ていたか、第三に、これらを裏付ける文書の存否及び探索が信用できるか、の三点にある。本件は行政成果の是非や政策判断を争うものではなく、財務会計手続自体の違法・不当性を問うものである。

#### 2 融雪剤散布業務に関する経過及び違法・不当性

令和8年2月5日、市は本件業務について相見積りを徴取している。したがって、少なくともこの時点で、市側において業務内容、対象範囲、予定数量、予定価格等につき何らかの積算又は設計的把握を行うことが可能であったと解される。ところが、監査請求関連資料では、市側の設計書、内訳書その他の積算根拠資料が存在しない又は示されていないと整理されており、本件支出は、川口市契約規則第17条（予定価格の評定）及び第18条（予定価格調書の作成）に違背し、積算根拠不明のまま行われた疑いがある。

その後、令和8年2月6日付で発注が行われ、令和8年2月7日の除雪作業報告書には、作業区分として「融雪剤散布」及び「パトロール」が記載され、融雪剤散布は15時00分から19時00分までの4時間、使用量は塩化カルシウム23袋（25kg袋）合計575kg、末尾には「塩化カルシウム標準散布量40g/m<sup>2</sup>」との注記がある。しかし、作業場所欄は「担当地区全箇所」など抽象的記載にとどまり、どこに、どれだけ、どの順序で散布したかは特定できない。結果として、地方自治法第234条の2第1項が要求する「契約の適正な履行を確保するための必要な検査」が行われたか否かを検証できない状態にある。

また、塩化カルシウム23袋（575kg）について、市の出庫記録、在庫管理記録、数量確認記録等が存在しない又は開示されていないとされる。これは、原材料品受払簿その他の物品管理記録により履行内容を裏付けるべきところ、その前提資料を欠くものである。しかも、5日間の工期中、実稼働は2月7日の1日のみであり、残る4日間の業務実態は確認できないにもかかわらず、市は実績精算の有無を明らかにせず、契約額全額235,400円をそのまま支出している疑いがある。

さらに、請求書（兼納品書）には、本来必須である請求年月日の記載がなく、右上の検査職員による検査結果欄も空欄のままとされている。このような不完全な書類に基づく支出は、地方自治法第232条の4第2項、同法第234条の2、川口市会計事務規則第39条及び第43条に照らし、適法な支出手続を欠く重大な疑義がある。

### 3 代理人弁護士委任手続に関する経過及び違法・不当性

令和8年2月25日付で、市長職印のある委任状が交付され、同年3

月4日付で代理人弁護士から受任通知書が送付されている。したがって、市として外部弁護士に法的業務を委ねる意思決定を現実に行ったこと自体は明らかである。しかるに、請求人の情報公開請求に対し、市は、委任契約書、支出負担行為決裁書、支出命令書、請求書、領収書、法務部門との協議記録、今後支出予定費用に関する文書等について、いずれも不存在と回答したと整理されている。

行政管理課とのやり取りでは、担当課確認の結果として、代理人弁護士への委任に関する決裁、協議、法務確認は道路維持課、委任契約又はそれに準ずる手続も道路維持課、契約書省略の判断過程は「委任をしているため契約書なし」、弁護士費用支出に関する法的・契約的整理は建設管理課、訴訟対応又は紛争対応に関する内部協議は総務課だが道路維持課等からの相談記録なし、と説明されている。しかし、「契約書なし」としながら、その法的根拠、適用条項、例外要件は示されておらず、他方で支出関係文書も存在が確認できない。このことは、委任に伴う将来の財政負担が、正規の財務会計システム及び決裁ルートから切り離されて処理された疑いを示す。

さらに、委任状が現に存在する以上、その作成・交付に先立ち、少なくとも起案、決裁、公印使用手続その他これに付随する行政内部の処理が行われているはずである。にもかかわらず、その背後の基本文書が一切不存在であるという説明は極めて不自然であり、単なる文書探索不足にとどまらない。弁護士とのメール文書が大部分黒塗りで開示され、送信者・件名・本文まで抹消されていることも、市民が通常の情報公開手続だけでは契約・支出・法務協議の適法性を検証できない状態を示している。

#### 4 情報公開対応及び文書探索の不自然さ

請求人は、融雪剤散布業務それ自体のみならず、代理人弁護士への委任、支出、契約、法務対応等を含む一連の行政処理全体を対象として公文書公開請求をしている。これに対し、行政管理課は、公文書公開請求の受付及び取りまとめを行う部署でありながら、請求に係る公文書の内容や公開決定は各課対応であるとして、担当課の特定は行うものの、個別具体的内容には答えないとの対応を採っている。

しかし本件では、担当課の確認先として建設管理課、道路維持課、道路管理課、会計課、契約課、総務課まで挙げながら、なお「契約書省略の判断過程」は「委任をしているため契約書なし」、「訴訟対応又は紛争対応に関する内部協議」は「総務課であるが道路維持課等からの相談記録なし」、「公文書管理及び保存状況に関する確認」は「行政管理課であるが道路維持課等からの相談記録なし」とされている。関係部署に確認したとしながら、契約書不存在の法的根拠、法務確認の経過、公文書管理上の確認状況について実質的説明が示されないことは、本件における文書探索が形式的にとどまっている疑いを強める。

加えて、令和8年5月7日、請求人は行政管理課に対し、開示された「番号45」の資料がどの請求案件に対応するのか分からないため、請求案件ごとのナンバリングその他対応関係を明示するよう求めたが、同日時点で回答はなく、請求対象文書と交付資料との対応関係は不明確なままであったとされる。これは、「不存在」とされた文書の探索が尽くされたか、交付資料が何を意味するのかを請求人が確認できない状態を示す重要な補強事情である。

## 5 内部監査結果を踏まえた補強事情

本件では、川口市の内部監査結果が、請求人の主張を補強する重要資料となる。まず、会計課に関する令和4年定期監査結果では、市預金利子に係る文書保存が川口市文書管理規程に則っていないこと、委託契約において業務完了検査等が契約書どおりに行われていないこと、備品管理における公印の取扱いが川口市公印規則に則っていないことが、それぞれ明示的に指摘されている。さらに意見として、委託契約において契約書に綴じ込む書類に不備のないよう執行されたいとされている。

そして、同監査の措置通知では、会計課が「業務履行チェックシート」及び「業務完了検査結果通知書」を作成し受託業者へ送付するよう改善したこと、旧会計管理者の公印を行政管理課へ返却したことが確認できる。したがって、本件で再び検査実態や公印関係書類が不透明であることは、過去の監査指摘及び是正確約にもかかわらず内部統制不全が再発又は未是正である疑いを強める。

また、道路維持課に関しては、令和3年定期監査結果に基づく措置通

知で、備品等の管理が川口市財産規則に則っていない旨の指摘と是正が確認できる。建設管理課に関しては、公印の取扱いが川口市公印規則に則っていない旨の指摘があり、道路・河川専用印については公印管理者を道路維持課長に変更したとされている。行政管理課についても、令和6年12月16日付措置通知で、備品管理が川口市財産規則に則っていないものが多数見受けられたとされている。

これらの内部監査結果は、いずれも本件と同一の個別事実を直接立証するものではない。しかし、少なくとも川口市内部において、文書管理、契約事務、検査、公印管理、財産規則遵守の各局面で監査委員が既に是正を求めてきた統制上の弱点が存在していたことを示す。そして、本件ではまさにその各局面で「ない」「分からない」「答えられない」が重なっているのであるから、監査委員としては、自らの過去の指摘及び措置通知の実効性を検証する観点からも、関係原本の存否を直接調査すべきである。

#### 6 監査委員に求める具体的調査事項

監査委員においては、少なくとも次の各原本又は保有記録の存否確認が必要である。

- (1) 融雪剤散布業務に関する設計書、内訳書、予定価格算定資料、発注書、完成通知書、除雪作業報告書、原材料品受払簿（出庫・在庫記録）、数量確認記録、検査調書、立会記録、写真記録、請求書原本、支出命令書、振込記録及び当該修繕料に係る財務会計システム上の執行記録。
- (2) 代理人弁護士委任に関する起案、決裁、合議、法務確認、公印使用簿（公印管理台帳）の記録、委任契約書又はこれに準ずる文書、請書、仕様書、支出負担行為決裁書、支出命令書、請求書、領収書、予算執行科目、支払総額の把握資料、今後支出予定費用に関する文書。
- (3) 行政管理課、道路維持課、建設管理課、道路管理課、会計課、総務課、契約課等における文書探索記録、照会記録、担当課特定の経緯、並びに開示資料の付番・ナンバリング及び請求案件との対応関係を示す記録。

本件の異常性は、どれか一つの書類が見当たらないことではなく、会計・契約・検査・法務・情報公開の全段階で「ない」「分からない」

「答えられない」が重なっていることにある。これは、監査委員が自ら過去の定期監査で指摘した規律が本件で機能していない疑いのある典型例であり、監査委員による直接調査が不可欠である。

#### 第4 別紙一覧（証拠資料）

- 別紙1 補修工事見積書（2社分・令和8年2月5日付）
- 別紙2 補修工事発注書（令和8年2月6日付）
- 別紙3 除雪作業報告書（令和8年2月7日稼働記録）
- 別紙4 塩カル散布状況写真
- 別紙5 工事完成通知書（令和8年2月10日付）
- 別紙6 請求書（兼納品書）（請求日欄・検査欄空欄のもの）
- 別紙7 川口市長名義委任状（令和8年2月25日付）
- 別紙8 代理人弁護士受任通知書（令和8年3月4日付）
- 別紙9 弁護士とのメール出力書面（黒塗り開示分）
- 別紙10 情報公開請求に対する不存在決定通知書等
- 別紙11 行政管理課とのメール一式（担当課照会・契約書なし説明等）
- 別紙12 公文書公開決定等期限延長通知書（令和8年5月12日付）
- 別紙13 令和4年会計課定期監査結果報告書
- 別紙14 会計課 定期監査結果（指摘）に基づく措置通知  
（令和4年11月11日付）
- 別紙15 道路維持課 定期監査結果に基づく措置通知  
（令和3年12月14日付）
- 別紙16 建設管理課 定期監査結果に基づく措置通知  
（令和4年1月13日付）
- 別紙17 行政管理課 定期監査結果（指摘）に基づく措置通知  
（令和6年12月16日付）
- 別紙18 公文書部分公開決定通知書（令和8年4月6日付）

#### 第5 結語

以上のとおり、本件では、融雪剤散布業務に係る公金支出及び代理人弁護士委任手続に関し、適正な積算、契約、支出負担行為、検査、文書作成・保存、公印管理及び情報公開対応がなされていたかについて重大な疑義がある。しかも、その疑義は、川口市において過去の内部監査で指摘された統制

上の問題と連続している疑いがある。よって、請求人は、監査委員に対し、関係部署横断の直接調査を行ったうえ、必要な勧告その他の措置を講ずるよう求める。

(以上、川口市職員措置請求書の原文を掲載)

#### 住民監査請求 追加提出資料（追加証拠及び補充主張）

令和8年6月18日

本追加提出資料は、請求人が地方自治法第242条第1項に基づき提出した住民監査請求（令和8年5月16日付け監査請求書。以下「本体監査請求書」という。）及び既提出の追加資料を補充するものである。

なお、本書に添付する別紙は、本体監査請求書に添付済みの別紙1ないし別紙18と重複しない、新たに入手した資料（別紙19ないし別紙25）のみとする。論拠となる証拠が本体監査請求書に添付済みの別紙である場合には、本文中において「本体監査請求書 別紙○」と引用して表記する。

#### 第1 追加主張の要点

本追加提出資料において補充して主張する事項は、次の4点である。

##### (1) 支出負担行為書及び支出命令書に関する文書探索義務違反

支出負担行為書及び支出命令書は、本件工事に係る支出手続に関する文書として、本来、建設管理課が担当課として保有又は把握しているべき文書である。しかしながら、行政管理課は当該文書の探索を建設管理課に依頼せず、道路維持課のみに探索を依頼した結果、「不存在」又は「作成していない」との回答が繰り返された。このような対応は、対象文書の保有可能性がある部署に対する適切な探索を尽くしたものと認め難く、文書探索義務に不備があった疑いがある。

##### (2) 代理人弁護士委任関係文書に関する文書探索義務違反

建設管理課からの回答により、代理人弁護士の委任が道路賠償責任保険の特約に基づくものであることが判明した。しかし、それ以前に行った委任関係文書の開示請求に対しては、行政管理課は建設管理課に探索を依頼せず、道路維持課のみに探索を依頼した結果、「不存在」との回答が繰り返された。委任の根拠となる事務を所管する部署への探索が行われていなかったことから、当該文書についても適切な探索が尽くされた

とは認め難い。

(3) 本件工事における検査及び完了確認の適正性に関する疑義

本件工事の検査及び完了確認は、工事写真帳、作業報告書、道路網図及び工事完成通知書によって行われたとされている。しかし、地方自治法第234条の2第1項が予定する検査として十分なものであったことを示す記録は確認できていない。特に、工事写真のメタデータ（撮影日時等）が不存在とされる等、検査内容を客観的に確認できる記録が十分でなく、適正な検査及び監督が行われたかについて疑義がある。

(4) 保険適用の可否に関する意思決定過程の不明確性

融雪剤散布により被害を受けた者の損害について、保険の対象とするか否かを市がどのような根拠に基づいて判断したのかを示す文書は、「不存在」とされている。とりわけ、保険会社又は保険代理店と市との協議、照会、回答その他のやり取りに関する記録が一切存在しないとされており、市の意思決定過程を確認することができない状況にある。この点については、行政運営上の説明責任の観点からも疑義がある。

加えて、その後新たに入手した公文書（別紙19ないし別紙25）により、本件支出に係る財務会計上の行為そのものについても、会計年度独立の原則違反、事後起票（バックデート）、請求書日付の後付け、予定価格と見積額の完全一致、電子決裁ログ・公印使用簿の不開示等の重大な疑義が認められるため、以下第6ないし第11において補充して主張する。

第2 支出負担行為書及び支出命令書に係る文書探索義務違反

1 文書の所在及び担当課

本件補修工事の施工業者（以下「本件施工業者」という。）に対する請負代金235,400円の支出に関し、その支出の根拠となる支出負担行為書及び支出命令書は、担当課において作成される文書である。したがって、これらの文書は、本件工事の所管部署である建設管理課において作成又は保有されていることが合理的に想定される。

この点について、行政管理課は令和8年5月13日付請求人宛て電子メール（本体監査請求書 別紙11）において、「支出負担行為や支出命令書は担当課にて作成するところ」と明言しており、当該支出関係文書

が担当課において作成・保有される性質の文書であることを認めている。

## 2 探索義務違反の事実

しかるに、請求人らが情報公開請求により本件支出に関する支出負担行為書及び支出命令書の開示を求めたところ、行政管理課は、当該文書を現に保有又は管理していることが合理的に想定される建設管理課に対して探索を依頼せず、道路維持課に対してのみ探索を依頼した。その結果、道路維持課は、本来これらの文書を保有する部署ではないにもかかわらず探索を行い、又は十分な探索を行わないまま、「不存在」又は「作成していない」との回答を繰り返した。

なお、本件支出に係る支出負担行為兼支出命令書は、その後の追加開示により現に存在すること（別紙１９）が判明しており、本来探索が及ぶべき部署において当該文書が保有されていた蓋然性が高い。にもかかわらず、建設管理課への探索が行われた形跡が確認できないまま不存在回答がなされており、文書探索の方法及び範囲の適正性には重大な疑問が残る。

## 3 監査委員に求める調査事項

監査委員においては、次の各事項について調査対象として明らかにされたい。

- (5) 建設管理課が本件支出に関して保有する支出負担行為書及び支出命令書の原本の保有の有無及び所在。
- (6) 行政管理課が当該文書の探索先として建設管理課を選定しなかった経緯並びに道路維持課のみに探索を依頼した理由、及び道路維持課が「不存在」又は「作成していない」と回答するに至った過程に係る文書探索記録の内容。

## 第3 代理人弁護士委任関係文書に係る探索義務違反

### 1 委任が保険特約に基づくものであることの判明

今般、建設管理課からの回答により、代理人弁護士への委任が道路賠償責任保険の特約に基づき、保険会社の関与のもとに行われたものであることが初めて明らかとなった。現に、川口市長名義の委任状（本体監査請求書 別紙７）が存在し、市が当事者として委任を行っていることが確認できる。そうであれば、当該委任に関する契約関係を裏付ける文書、

すなわち保険特約に基づく委任手続に関する資料、保険会社による承認又は関与の記録、及び保険会社・保険代理店と市（建設管理課等）との間の協議・照会・回答等の往復記録については、通常、建設管理課又は保険関係事務を所管する部署において作成又は保有されているものと考えられる。

## 2 探索義務違反の事実

ところが、請求人らが当該委任に関する契約関係その他一連の関係書類の開示を情報公開請求により求めたところ、行政管理課は、委任の実体に係る情報を保有していると整理されている建設管理課に対して探索を依頼せず、道路維持課に対してのみ探索を依頼した。その結果、道路維持課は、第2と同様に、「不存在」又は「作成していない」との回答を繰り返した。

現に、令和8年5月13日付の行政管理課の回答（本体監査請求書 別紙11）によれば、担当課の役割分担として、「代理人弁護士への委任に関する決裁、協議、法務確認」は道路維持課が所管し、「弁護士費用支出に関する法的・契約的整理」は建設管理課が所管するものと整理されている。すなわち、委任に関する法的・契約的整理を担う建設管理課が存在するにもかかわらず、当該委任関係文書について同課への探索が一切行われていないのである。さらに、後記第11のとおり、委任に係る決裁・施行を裏付ける起案書（別紙22）が現に存在することからも、関連する委任手続書類・進行管理記録が存在すべきことが強く推認される。

加えて、委任が道路賠償責任保険の特約に基づくものである以上、保険会社又は保険代理店の関与を含む契約関係・承認関係の記録が何ら存在しないとする説明は、通常想定される事務処理のあり方に照らして極めて不自然である。一般に、この種の委任には保険適用の確認、承認手続、費用負担に関する協議その他の意思決定過程を示す文書が作成又は取得されることが通常想定されるところ、それらが一切存在しないとするのであれば、その不存在を基礎付けるためには網羅的かつ合理的な探索が不可欠である。しかし、本件ではそのような探索が尽くされた形跡が認められない。したがって、本件の「不存在」又は「作成していない」との判断は、探索義務を尽くさないままされた違法又は少なくとも著し

く不合理な判断である疑いが極めて強い。

### 3 監査委員に求める調査事項

監査委員においては、次の各事項について直接調査されたい。

- (7) 道路賠償責任保険の特約に基づく代理人弁護士委任に関する手続書類の存否、並びに保険会社による委任承認に係る記録の存否。
- (8) 保険会社及び保険代理店と市（建設管理課等）との間で行われた、当該委任に関する協議・照会・回答その他の往復記録（電子メール、書面、メモ等を含む。）の存否。
- (9) 行政管理課が当該委任関係文書の探索先として建設管理課を選定せず道路維持課のみに探索を依頼した経緯、並びに道路維持課において「不存在」又は「作成していない」との回答に至るまでの文書探索の記録内容。

## 第4 検査及び監督の不備（地方自治法第234条の2第1項違反）

### 1 検査が限られた資料のみで完了とされていること

本件工事の検査及び完了確認は、工事写真帳（本体監査請求書 別紙4）、作業報告書（除雪作業報告書。本体監査請求書 別紙3）、一般市道路線網図（道路地図）及び工事完成通知書（本体監査請求書 別紙5）のみによって行われ、これらの資料をもって履行が完了したものとして処理されている。

### 2 検査資料の瑕疵

しかし、これらの資料には、検査資料として看過し得ない瑕疵が認められる。

- (10) 工事写真（本体監査請求書 別紙4）には第三者（子供）の顔が写り込んでおり、工事の履行内容を客観的に記録するために適正に撮影・管理された工事写真とは認め難い。
- (11) 工事写真については、撮影時刻、撮影場所及び散布数量との対応関係に不明確な点があり、「いつ・どこで・どの程度散布したか」を客観的に特定することが困難である。
- (12) 作業報告書（本体監査請求書 別紙3）の作業場所欄は「担当地区全箇所」等の抽象的記載にとどまり、散布の対象範囲及び数量を裏付ける具体的記録としては不十分である。

地方自治法第234条の2第1項は、契約の適正な履行を確保するため必要な検査を行うことを求めているところ、上記のような瑕疵のある資料のみによって履行内容を検証したとすれば、検査としての客観性・実効性を欠くものといわざるを得ない。

加えて、川口市においては、工事写真は完成検査前提出書類であり、完成検査においては出来形確認により合否を決定する運用が採られている。また、川口市電子納品運用ガイドラインは埼玉県土木工事写真作成要領を準用しており、工事写真には小黒板又はこれに代わる情報により工事名、工種、測点（位置）等が確認できるとともに、施工状況、不可視部分及び出来形が分かりやすく整理されていることが求められている。したがって、黒板情報がなく散布箇所が特定できず、さらに散布数量を裏付ける施工記録及び材料管理記録等も確認できない工事写真帳である場合には、川口市の監督・検査ルールに照らし、適法な出来形確認及び履行確認が行われたと評価することは困難である。

### 3 工事写真のメタデータ（撮影日時等）の不存在及び国土交通省基準との不適合

加えて、請求人らが令和8年5月1日付けで行った情報公開請求に対する令和8年5月26日付け決定通知（別紙24）において、市は、本件工事写真の電子データに係るメタデータ（撮影日時等のE x i f情報）が存在しない旨を回答した。

この点、国土交通省が定める『デジタル写真管理情報基準』（令和5年3月）は、デジタル写真の「撮影年月日」を必須の写真管理項目として記録・管理することを求め（同基準の写真管理項目において、撮影年月日は必須記入とされ、撮影した年月日をCCYY-MM-DD方式で必ず記入するものとされている。）、かつ「写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。」と明記し、さらに有効画素数についても「黒板の文字が確認できることを指標とする。」としている。地方公共団体が施工する工事の写真管理についても、一般にこれに準ずる取扱いがされており、現に川口市が準用する埼玉県土木工事写真作成要領及び川口市電子納品運用ガイドラインも同様の趣旨に立つものである。

撮影日時等のメタデータ（E x i f情報）は、当該写真が「いつ」撮影

されたものであるかを客観的に裏付け、写真の信憑性（改ざん又は他の写真の流用がないこと）を担保する基礎となる情報である。しかるに、本件工事写真は、市自身の回答によれば当該メタデータを欠いており、撮影年月日を客観的に確認する手段が存在しない。にもかかわらず、市は、本来であれば撮影日時等を確認し得る工事写真の提出を求め、又は補正を求めるべきであったにもかかわらず、メタデータを欠く工事写真をそのまま受領し、その撮影日時及び信憑性を客観的に確認しないまま本件工事の検査を完了したものとして処理し、請負代金 235,400 円の支払いを行っている。これは、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項が求める「契約の適正な履行を確保するため必要な検査」を実質的に行わないまま公金を支出した疑いを強く基礎づけるものである。

#### 4 監査委員に求める調査事項

監査委員においては、次の各事項について直接調査されたい。

(13) 本件工事に係る検査調書、立会記録及び工事写真記録の原本の存否、並びに検査職員による検査結果欄の記載の有無。

(14) 工事写真について、撮影日時及び撮影場所が客観的に特定可能であるか否か、並びに散布の場所・数量・時刻等を裏付ける資料として検査資料としての機能を有しているか否か。

(14-2) 令和 8 年 5 月 26 日付け決定通知（別紙 24）において工事写真の電子データに係るメタデータ（撮影日時等の E x i f 情報）が「不存在」とされた事実、当該メタデータを欠く工事写真をもって検査を完了し請負代金の支払いを行った経緯、並びに国土交通省『デジタル写真管理情報基準』及び川口市が準用する埼玉県土木工事写真作成要領・川口市電子納品運用ガイドラインに照らした本件検査の適否。

#### 第 5 損害の保険対象該当性に係る意思決定過程文書の不存在

##### 1 開示された文書

請求人らは、融雪剤散布に伴う被害者（飼い主）の損害について、これを保険の対象とするか否か、保険対応を行うか否かを市として検討・協議・判断した過程及びその結果が分かる文書の開示を情報公開請求により求めた。これに対し、開示されたのは「要望受付書」及び大部分が

黒塗りとされた（代理人弁護士との）電子メール（本体監査請求書 別紙 9）のみであり、市としての意思決定過程を具体的に確認できる文書については「不存在」との回答がなされた。

## 2 意思決定過程文書が存在すべきこと

しかし、被害者の損害を保険の対象とするか否かの判断は、市の賠償責任及び財務会計上重要な意思決定であり、その検討、協議及び決裁の過程は、通常、文書として記録され、保存されるべき性質のものである。とりわけ、保険会社及び保険代理店と川口市との間で行われた協議・照会・回答等の記録が一切存在しないとされている点は、通常想定される事務処理のあり方に照らして不自然である。請求人らは手書きメモ及び電子的記録を含めた幅広い形態の記録の開示を求めているにもかかわらず、代理人弁護士との黒塗りメール以外に関連記録が存在しないとすれば、当該保険対応に係る意思形成過程が、通常想定される文書管理及び決裁過程として十分に記録・保存されていたかについて重大な疑義が生じるものである。

## 3 監査委員に求める調査事項

監査委員においては、本件損害の保険対象該当性に関する次の各事項について直接調査されたい。

(15) 被害者の損害を保険の対象とするか否かに係る市の検討、協議及び決裁の記録の存否。

(16) 保険会社及び保険代理店と市（建設管理課等）との間で行われた協議・照会・回答等の往復記録（電子メール、書面、手書きメモその他の電子的記録を含む。）の存否。

## 第6 会計年度独立原則違反及び事後起票（バックデート）の疑い

### 1 起票日及び使用予算の問題

追加開示された本件支出負担行為兼支出命令書（別紙19）の起票日は、令和8年4月14日とされている。同日は既に令和8年度に入っており、地方自治体の会計実務上、出納整理期間（4月1日～5月31日）における前年度予算からの支払いが認められるのは、あくまで令和7年度中に「支出負担行為（契約又は支出の決定）」が完了しているものに限られる。しかしながら、本件文書は「支出負担行為兼支出命令書」であ

り、その性質上、支出の決定（支出負担行為）と支払の命令（支出命令）を令和8年4月14日に同時に行ったことを意味する。すなわち、支出の決定行為自体が令和8年度に行われたにもかかわらず、当該支出に充当された予算は令和7年度予算とされている。

ここで、川口市予算事務規則「別表1（支出（支出負担行為））」の規定をみると、本件請負代金が該当する「工事請負費（50万円以下のもの）」、あるいは、「需用費（修繕料）」のいずれの区分であっても、支出負担行為の整理時期は明確に【契約を締結するとき又は請求のあったとき】と定められている。本件で使用された一体型様式である「支出負担行為兼支出命令書（別紙19）」を用いる場合、同規則の大原則に従えば、市は「契約締結時（令和8年2月6日）」または遅くとも履行が完了した「検査完了時（令和8年2月10日）」の時点で、システム上で支出負担行為の決裁を完了させていなければならない。

工事も検査もすべて完了した遥か先の「令和8年4月14日」に初めて起票することなど、同規則「別表1」および『川口市会計の手引き』の規定上、到底許容されるものではない。これは、地方自治法第208条第2項に定める「各会計年度における支出は、その年度の歳入を以てこれに充てなければならない。」とする会計年度独立の原則に正面から反する疑いがある。

## 2 時系列上の重大な矛盾

加えて、請求人らが令和8年2月後半から3月にかけて行った情報公開請求の時点においては、当該支出負担行為兼支出命令書は開示されておらず、その存在も確認できなかった。しかるに、4月14日になって突如として令和7年度予算を充当する命令書が起票され、同日付けで入金処理まで完了している事実は、年度をまたいだ予算の遡及（バックデート）処理、又は新年度において前年度予算を不適正に執行した違法な財務処理であることを強く推認される。したがって、本件支出負担行為兼支出命令書の4月14日起票は、地方自治法第208条第2項に違反する疑いがあり、同時に、川口市財務規則上の予算執行手続に関する重大な瑕疵を構成するものである。

## 3 監査委員に求める調査事項

監査委員においては、次の各事項について直接調査されたい。

(17) 令和 8 年 4 月 1 4 日付けで起票された本件支出負担行為兼支出命令書（別紙 1 9）について、令和 7 年度予算を充当することが適法と判断された具体的な法的根拠及び決裁過程。

(17-2) 令和 8 年 2 月 6 日の契約締結時、または同月 1 0 日の検査完了時において、川口市予算事務規則「別表 1」および『川口市会計の手引き』が義務付ける支出負担行為の手続を怠り、4 月 1 4 日まで放置したことに関する財務規則上の違法性の有無。

(18) 令和 8 年 2 月後半から 3 月の請求人による情報公開請求の時点において、当該支出負担行為兼支出命令書が現に存在していたか否か、及び存在していなかった場合における同期間中の支出根拠文書の存否。

## 第 7 請求書の日付欠落及び令和 8 年 4 月 1 4 日付け手書き日付の後付けの疑義

### 1 日付なし請求書の存在

請求人らが令和 8 年 2 月後半から 3 月にかけて行った情報公開請求により開示された本件請求書（兼納品書。本体監査請求 別紙 6）には、請求年月日の記載がなく、かつ、右上の検査職員による検査結果欄も空欄のまま放置されていた。地方自治法施行令第 1 4 1 条は、公金の支出に当たり債権者からの請求書の提出を要求しており、請求年月日の記載は債権の発生時期及び請求権の行使時期を客観的に特定するために不可欠の要素である。したがって、請求年月日の記載を欠く請求書は、本来であれば市において補正を求めるか、又は受理すべきでない不完全な書類であって、これを公文書として保管した行為自体に文書管理上の重大な不備がある。

### 2 令和 8 年 4 月 1 4 日付け手書き日付の後付けの疑義

ところが、その後の追加開示において、当該請求書には「令和 8 年 4 月 1 4 日」との手書き日付が記入された状態で存在すること（別紙 2 1）が確認された。当該日付は、前述の支出負担行為兼支出命令書（別紙 1 9）の起票日と同日であり、あたかも同日に業者から正式な請求が行われ、これを受けて命令書が起票されたかのような外形が事後的に作出された

ものと評価せざるを得ない。

仮に市側が、予算事務規則別表１の「請求のあったとき」の規定を捉え、「業者から４月１４日に請求があったため、同日に適正に起票した」と主張する場合、今度は別の致命的な財務規則違反を自白することになる。本件請求書（別紙２１）の検収月日欄には、市職員の手により明確に「2/10」と記入され、合格印が押されている。『川口市会計の手引き』（政府契約の支払遅延防止法第６条第１項の準用規定）によれば、工事代金等は給付完了の検査後、適法な請求書を受理した日から４０日以内に支払わなければならないと定められている。もし本当に４月１４日が初回の請求書受理日なのだとすれば、市は２月１０日に検査を終えていながら、業者に対して２ヶ月以上も請求書の提出を行わず放置していたことになり、適正な財務管理・指導義務を著しく怠った不当な財務執行となる。

実態は、令和８年２月後半の段階で請求人が情報公開請求を行った際、市が「日付なしの不完全な請求書（本体監査請求書 別紙６）」を漫然と受理・保管していたか、あるいは無決裁発注の違法状態を隠蔽するため、４月１４日に至ってから「命令書の起票日（別紙１９）」と整合させるために、業者に指示して、あるいは市職員自らが請求書に「令和８年４月１４日」という手書き日付を後付けした（別紙２１）とみるのが極めて合理的である。これは、予算事務規則別表１および『会計の手引き』に定める支払期限管理のルールを歪め、虚偽の外形を作出した疑いが極めて濃厚である。

### ３ 監査委員に求める調査事項

監査委員においては、次の各事項について直接調査されたい。

(19) 本件請求書に記入された「令和８年４月１４日」との手書き日付（別紙２１）について、業者が自発的に再提出した結果として記入されたものか、市側の依頼に基づき業者が記入したものか、又は市職員が記入したものか、その経緯。

(20) 令和８年２月後半から３月の情報公開請求時点で日付なし請求書（本体監査請求書 別紙６）を受理・保管しながら、令和８年４月１４日に至るまでの２か月以上にわたり業者に対する補正の求

めその他の是正措置を行わなかった経緯。

(20-2) 本件請求書の「検収月日 2/10」から手書き日付「4月14日」に至るまでの2ヶ月以上のタイムラグについて、政府契約の支払遅延防止法および『川口市会計の手引き』に定める支払期限の管理ルールに照らし、適正な事務処理が行われていたか否かの事実関係。

## 第8 工期・実作業日と完成日の乖離及び検査後の長期放置

### 1 発注書上の工期と実作業の実態

本件発注書（本体監査請求書 別紙2）によれば、工期は令和8年2月6日から2月10日までの5日間とされている。しかしながら、A社による除雪作業報告書（本体監査請求書 別紙3）を子細に確認すると、実際の現場作業は次のとおり、令和8年2月7日（土）の1日のみであり、合計5時間30分にとどまっている。

(ア) 15時00分から19時00分まで（4時間）融雪剤（塩化カルシウム）23袋の散布

(イ) 22時00分から23時30分まで（1時間30分）パトロール（降雪量が多いため散布なし）

したがって、2月6日、2月8日、2月9日及び2月10日には、本件業務に係る現場作業は一切行われていない。

### 2 完成日の後ろ倒し及び書類操作の疑義

一方、工事完成通知書（本体監査請求書 別紙5）では、完成日は「令和8年2月10日」とされ、富野氏らによる検査復命印が押されている。しかし、上記のとおり、実際の作業は同月7日に完了しており、本来であれば完成日は「令和8年2月7日完成、2月10日検査」と記載されるべきである。完成日自体を2月10日とした記載は、実態を伴わない後ろ倒しであり、書類操作の意図がうかがわれ、検査資料の客観性・適格性に重大な疑義を生じさせる。

### 3 検査後における支出負担行為の長期放置

さらに、仮に完成日を2月10日とする取扱いを是としても、現場の検査が同日に完了している以上、当該日をもって速やかに支出負担行為兼支出命令書が起票されるのが、川口市財務規則上の通常の事務処理で

ある。ところが、本件では、令和8年2月10日に検査復命印が押された後、財務システム上の正式な決裁である支出負担行為兼支出命令書(別紙19)の起票が令和8年4月14日まで2か月以上にわたり行われなかった。これは、現場における履行確認と本庁における会計処理との間に著しいタイムラグが存在することを意味し、川口市財務規則に反する「事後起票(違法な手続後回し)」に該当する疑いがある。加えて、本件除雪作業報告書(本体監査請求書 別紙3)には、市役所が当該文書を正式に受理したことを示す収受印(日付入りのスタンプ)が押されておらず、いつの時点で市が当該報告書を受領したのかを客観的に確認することができない状態にある。

#### 4 監査委員に求める調査事項

監査委員においては、次の各事項について直接調査されたい。

- (21) 工事完成通知書(本体監査請求書 別紙5)において完成日を「令和8年2月10日」とした具体的根拠、及び実作業終了日(令和8年2月7日)との乖離を許容した検査担当職員の判断過程。
- (22) 令和8年2月10日の検査復命印押印から令和8年4月14日の支出負担行為兼支出命令書起票までの2か月以上の期間において、本件支出に係る会計処理が行われなかった理由及び経緯。
- (23) 本件除雪作業報告書を含む検査関係書類の収受手続の運用状況、並びに収受印の不押印が常態化していないかの確認。

#### 第9 予定価格・設計金額と業者見積金額の完全一致に関する疑義

##### 1 見積額・設計金額・予定価格の1円単位の一致

A社が令和8年2月5日付けで提出したとされる本件見積書(本体監査請求書 別紙1〔2社分〕)の金額は235,400円であり、これに付された工事費内訳書では「直接工事費143,000円」「諸経費71,000円」とされている。これらの金額は、その後追加開示された本件支出負担行為兼支出命令書(別紙19)に印字されている川口市側の予算上限(設計金額)と1円単位まで完全に一致する。さらに、追加開示された工事執行伺書(別紙20)の「N0.351」欄にも、本件工事(幹線第93号線ほか補修工事〔路面凍結防止工〕)の請負代金額(予定価格)が235,400円、契約月日が令和8年2月6日、業者名がA社と記

録されており、市が設定した予定価格と業者の見積額とが1円単位まで一致している。

通常、施工業者が独自に労務単価、材料費、諸経费率等を積算して算出する見積額が、発注者である市側の積算(特に諸経費の割合)と1円単位まで一致することは、実務上極めて考えにくい。むしろ、市側の予定価格・設計金額が、契約の相手方とされたA社に対して事前に伝達されていた、又は両者が事前に金額を合致させていた疑いを強く推認させる。仮に市が川口市契約規則第17条に基づく適正な設計・積算により予定価格を評定していたとすれば、この完全一致は、市が自主的な積算を行うことなく業者提示額をそのまま追認した可能性(予定価格評定の形骸化)を示唆し、地方自治法第234条が求める適正な契約及び価格評定の原則を逸脱している疑いがある。

## 2 比較見積(B社)の形式性及び談合の疑い

比較見積として提出されたとされるB社の見積書(本体監査請求書別紙1〔2社分])の金額は275,000円であり、A社より高額に設定されている。しかしながら、B社は本件工事を実際に施工しておらず、本件における唯一の役割は、A社を落札させるための「相見積もり相手」として名義を提供したことのみであった疑いがある。これは、地方自治法が求める公正な競争を完全に形骸化させるものであり、刑法第96条の6(公契約関係競売入札妨害罪、いわゆる官製談合)に抵触する疑いがある。

## 3 虚偽公文書作成・行使の疑い

加えて、請求人らが令和8年2月後半から3月にかけて行った情報公開請求の時点において、B社の見積書及び発注書(本体監査請求書別紙2。令和8年2月6日付け)が現に市の保管文書として存在していたかについては、これを客観的に裏付ける収受記録等が確認できない。仮に、これらの書類が令和8年4月14日の支出負担行為兼支出命令書(別紙19)の起票に整合させるため、後日遡及して作成された場合には、刑法第156条(虚偽公文書作成)及び第158条(同行使)に該当する極めて重大な瑕疵が認められることになる。

## 4 監査委員に求める調査事項

監査委員においては、次の各事項について直接調査されたい。

(24) A社の見積額（235,400円）及び内訳金額（直接工事費143,000円、諸経費71,000円。本体監査請求書 別紙1）が、市側の設計金額・予算額（別紙19）及び工事執行伺書の予定価格（別紙20）と1円単位まで一致するに至った経緯、並びに市側の予定価格が事前に業者に伝達された事実の有無。

(24-2) 工事執行伺書（別紙20）における予定価格の評定及び積算プロセスの具体的内容、市が自主的な積算・設計を行ったか否か、並びに執行伺に押印した関係職員の決裁過程の適正性（積算義務の形骸化の有無）。

(25) B社の見積書の作成・提出経緯、令和8年2月後半から3月の情報公開請求時点における同見積書の現実の存在の有無、及び本件随意契約における相見積もり手続が地方自治法が求める公正な競争として実質を伴っていたか否か。

(26) 本件業務においてB社が一切施工に関与していないにもかかわらず、相見積もり相手として選定された経緯及び選定理由。

#### 第10 工事執行伺書及び支出負担行為兼支出命令書の事後作成・不開示に係る疑義

##### 1 令和8年4月6日付け部分公開決定時点における取扱い

令和8年4月6日付けで請求人らに対してなされた部分公開決定通知（別紙25）においては、本件工事に係る工事執行伺書及び支出負担行為兼支出命令書は開示されておらず、これらの文書は実質的に「不存在」と整理されていた。当時開示されたのは、発注書、図面、作業報告書、完成通知書、カタログ、要望受付書、請求書（日付けなし）、見積書及び写真帳に限定されていた。

##### 2 その後の開示による「存在」の判明と評価上の二つの仮説

ところが、その後の追加開示等により、工事執行伺書（別紙20）及び支出負担行為兼支出命令書（別紙19）がいずれも「令和8年4月14日付け」（工事執行伺書の契約月日は令和8年2月6日と記載）で存在することが判明した。この経過は、次の二つの仮説のいずれによっても、看過し得ない違法・不当性を含むものである。

(ア) 仮に、令和８年４月６日時点で当該文書が現に存在していたにもかかわらず、市がこれを開示せず「不存在」と取り扱ったのであれば、川口市情報公開条例第１１条（公開義務）に違反する違法な不開示処分であると同時に、存在する公文書を意図的に隠蔽した行為に該当する。

(イ) 仮に、令和８年４月６日時点で当該文書が本当に存在しなかったとすれば、本件工事は令和８年２月６日に発注され、同月１０日に検収・完成しているにもかかわらず、その後２か月近くにわたり工事執行伺書も支出負担行為兼支出命令書も一切作成されないまま、公金支出の前提となる正式な決裁を経ずに業者に施工をさせ、完成までさせていたことになる。これは、地方自治法第２３２条の３（支出負担行為）及び川口市財務規則を根底から覆す「無決裁執行」という重大な違法行為を構成する。

いずれの仮説に立っても、本件における情報公開対応及び財務会計手続の適正性については極めて重大な疑義が残り、しかも両仮説のうちいずれが事実であるかを請求人らが自力で確定することは困難である。したがって、この点こそ監査委員による直接調査によって解明されるべき核心的事項である。

### ３ 監査委員に求める調査事項

監査委員においては、次の各事項について直接調査されたい。

(27) 令和８年４月６日付け部分公開決定（別紙２５）の時点における、本件工事に係る工事執行伺書（別紙２０）及び支出負担行為兼支出命令書（別紙１９）の現実の存否、並びに「不存在」と整理された経緯。

(28) 仮に令和８年４月６日時点で当該文書が不存在であったとした場合における、令和８年２月６日の発注から令和８年４月１４日の起票までの間の支出根拠の有無、及び無決裁での発注・履行確認の事実関係。

#### 第１１ 電子決裁システム上のログデータ及び公印使用簿の開示

##### １ 請求人による開示請求の対象

請求人らは、本件に係る各決裁文書及び委任状等の押印の適正性を客

観的に検証するため、電子決裁システム上のタイムスタンプ、操作ログ、承認ログ、公印使用簿その他付随する記録データ（以下「本件ログデータ等」という。）の開示を、川口市行政管理課に対して求めた。

## 2 行政管理課（山本氏）による存在の自認

これに対し、行政管理課職員（山本氏）は、請求人宛て電子メール（別紙23）において、次の三点を明示的に認めた。

（ア）電子決裁システム上に、いかなる公印が、いつ、誰によって使用され、誰が承認したかに関するログ（記録）が現に存在すること。

（イ）当該ログデータは、作成担当課である道路維持課が保有していること。

（ウ）請求人が「システム上の記録（ログ）」を求めていることを理解した上で、「分かるような形で公開するための準備を行っている」旨。したがって、市は組織として、本件ログデータ等が存在し、かつ、その保有部署が特定されていることを公式に認めている。

## 3 実際の開示内容との致命的乖離

ところが、実際に市が請求人に対して送付してきたのは、損害賠償請求伺い書、一般道路網図、代理人弁護士委任状案、代理人弁護士委任状（市長印あり）、道路通報案内図等であり、いずれも既に関示済みの本件書類又は請求対象と無関係な地図類にとどまった。請求人が真に求めている本件ログデータ等、すなわちタイムスタンプ、操作ログ及び公印使用簿は、一切開示されていない。

行政管理課自身が公式に「存在」を認めたデータについて、正当な理由を示さないまま開示を行わず、あるいは請求対象と無関係な地図類をもって代替させた行為は、川口市情報公開条例上の不開示処分として違法であり、同時に、本件における各文書の起票時期、押印日時、決裁経路に関する組織的な隠蔽の意思を強く推認させる。特に、第6ないし第9において指摘した会計年度独立原則違反、事後起票（バックデート）、請求書日付の後付け、見積金額の完全一致等の疑義は、まさに本件ログデータ等の検証によって真偽を客観的に判定できる事項である。それにもかかわらず、市が組織として当該ログデータ等の開示を回避していること自体が、上記各疑義の存在を強く裏付けるものといわざるを得ない。

#### 4 「紙媒体ゆえ電子記録がない」旨の説明に対する反証

なお、行政管理課は、請求人に対し「本件は紙媒体による決裁（紙起案）であるため、電子決裁システム上には『起案』のステータスしかなく、施行等の電子ログ（履歴）は存在しない」旨の説明を行った。しかし、この説明は、開示済みの決裁文書「損害賠償請求に係る事務の弁護士への委任について（伺い）」（起案番号002-007。別紙22）の現物及び川口市の諸規則に照らし、説明として十分ではない。

本件起案書（別紙22）の「合議」欄末尾には、「公印承認」欄に【白川】氏の、「文書主任」欄に【宮川（※判読）】氏の各職印が押印されている。起案書に「公印承認」及び「文書主任」の押印がなされているということは、当該文書が市組織としての正規のルートを経て、市長印（公印）の使用が承認され、文書の「施行（発送）」の手続が完了していることを外形的に証明している。そうである以上、仮に電子的なログが存在しないとしても、川口市公印規則第10条に基づき、公印使用の際に記入される「紙媒体の公印使用簿」にその承認・使用記録が当然存在していなければならない、これが存在しないとすれば同規則所定の手続を欠くことになる。

また、本件起案書には「施行：令和8年2月25日」「郵便（普通）」と明記され、文書主任の押印もあることから、当該文書は外部（弁護士法人）へ正式に発送されている。文書が正式に発送された以上、川口市文書管理規程に基づき、その発送履歴を「紙の発送簿」等によって管理することは文書管理上の基本原則であり、「一切の記録がない」とする対応は、同規程に基づく公文書の適切な進行管理が行われていなかった疑い、又は情報公開請求に対する探索が不十分である可能性を示すものである。

#### 5 監査委員に求める調査事項

監査委員においては、次の各事項について直接調査されたい。

(29) 道路維持課が保有するとされる電子決裁システム上のタイムスタンプ、操作ログ、承認ログ及び公印使用簿について、本件工事及び代理人弁護士委任に係る各決裁・押印の記録の現実の存否。

(30) 上記ログデータ等が、請求人による情報公開請求の対象から事実

上除外され、又は無関係な地図類等の交付をもって代替された経緯。

(31) 行政管理課職員（山本氏）から請求人に対し、「分かるような形で公開するための準備を行っている」旨を明言した電子メール（別紙２３）の送受信記録、及び当該回答後に開示準備が中断又は方針変更された経緯。

(31-2) 本件起案書（別紙２２）の「公印承認」欄に押印した【白川】氏及び「文書主任」欄に押印した職員に対する手続経緯の確認、並びに川口市公印規則第１０条に基づき行政管理課が管理する「紙の公印使用簿」原本の存否及び提示（「紙媒体ゆえ電子ログがない」との説明の可否を含む。）。

(31-3) 本件委任文書の外部発送（起案書に「施行：令和８年２月２５日」「郵便（普通）」と記載）に係る発送簿その他の進行管理記録の存否、及びこれらが「一切存在しない」とされることの可否。

## 第１２ 結語

以上のとおり、本件では、支出負担行為及び支出命令に係る文書探索、代理人弁護士委任に関する文書探索、本件工事の検査及び監督、並びに被害者の損害に係る保険対応の意思決定過程のいずれの局面においても、「不存在」「不明」「作成していない」との回答が重なっている。加えて、その後新たに入手した公文書（別紙１９ないし別紙２５）によれば、本件支出に係る財務会計上の行為そのものについても、会計年度独立の原則違反、事後起票、請求書日付の後付け、予定価格と見積額の完全一致、電子決裁ログ・公印使用簿の不開示等の重大な疑義が認められる。

本件の問題は、単に一部の文書が見当たらないことにあるのではなく、会計、契約、検査、法務及び保険対応といった複数の行政過程において、文書が存在し得ると合理的に想定される部署への探索が十分に行われないうまま不存在回答が繰り返され、かつ財務会計上の行為に複数の不正の疑いが重なっている点にある。よって請求人らは、監査委員に対し、関係部署を横断した実態調査を行ったうえで、本件に係る事務処理及び文書管理の適正性について検証し、必要な勧告その他の措置を講ずるよう求める。

## 第１３ 追加添付別紙目録

## 1 別紙番号の付し方

本追加資料提出書において本文中に引用する書証のうち、新たに添付するものは、本体監査請求書（令和8年5月16日付け）に添付した別紙1から別紙18までに続くものとして、次のとおり別紙19から別紙25までの番号を付する。本体監査請求書に添付済みの別紙1から別紙18までを引用する場合は、本文中において「本体監査請求書 別紙○」と表記し、本書には重複して添付しない。

## 2 新たに添付する別紙一覧

別紙 19 令和8年4月14日付け「支出負担行為兼支出命令書」（追加開示分）

別紙 20 工事執行伺書（NO. 351。予定価格235,400円、契約月日令和8年2月6日、業者名A社の記載があるもの）

別紙 21 「令和8年4月14日」と手書き日付が記入され、検収月日欄に「2/10」と記入された本件請求書（兼納品書）（追加開示分）

別紙 22 損害賠償請求に係る事務の弁護士への委任について（伺い）（起案番号002-007。「公印承認」欄及び「文書主任」欄の押印、並びに「施行：令和8年2月25日」「郵便（普通）」の記載があるもの）

別紙 23 川口市行政管理課職員（山本氏）から請求人宛て電子メール（電子決裁システム上のログデータ及び公印使用簿の存在を自認する旨の記載を含むもの。送信日時・差出人アドレス等のヘッダ情報を含む紙出力。）

別紙 24 令和8年5月26日付け川口市決定通知書（令和8年5月1日付け情報公開請求に対するもの。本件工事写真の電子データに係るメタデータ（撮影日時等のE x i f情報）が「不存在」である旨の回答を含むもの。）

別紙 25 令和8年4月6日付け川口市部分公開決定通知書（工事執行伺書及び支出負担行為兼支出命令書が開示対象に含まれていないもの。）

### 3 本文中で引用する本体監査請求書の別紙

本文中において引用する本体監査請求書添付の別紙は、次のとおりである（いずれも本体監査請求書に添付済みであり、本書には重複して添付しない。）。

本体監査請求書 別紙 1

（補修工事見積書〔2社分・令和8年2月5日付〕）・・・第9章

本体監査請求書 別紙 2

（補修工事発注書〔令和8年2月6日付〕）・・・第8章、第9章

本体監査請求書 別紙 3

（除雪作業報告書〔令和8年2月7日稼働記録〕）・・・第4章、第8章

本体監査請求書 別紙 4

（塩カル散布状況写真）・・・第4章 → カラーの一部を添付します

本体監査請求書 別紙 5

（工事完成通知書〔令和8年2月10日付〕）・・・第8章

本体監査請求書 別紙 6

（請求書〔兼納品書〕。請求日欄・検査欄空欄のもの）・・・第7章

本体監査請求書 別紙 7

（川口市長名義委任状〔令和8年2月25日付〕）・・・第3章

本体監査請求書 別紙 9

（弁護士とのメール出力書面〔黒塗り開示分〕）・・・第5章

本体監査請求書 別紙 11

（行政管理課とのメール一式〔担当課照会・契約書なし説明等〕）

・・・第2章、第3章

### 4 新たに添付する別紙と対応章との対照

別紙 19：第2章、第6章、第7章、第8章、第9章、第10章

別紙 20：第9章、第10章

別紙 21：第7章

別紙 22：第3章、第11章

別紙 23：第11章

別紙 24：第4章

別紙 25：第10章

なお、上記別紙 19 から別紙 25 までの各書証は、いずれも請求人らが川口市に対する情報公開請求又はこれに付随する行政管理課等とのやり取りを通じて新たに入手したものであり、その出所及び取得経緯は、本追加資料提出書本文中の各該当章において述べたとおりである。

以上

(以上、住民監査請求追加提出資料（追加証拠及び補充主張）の原文を掲載）

#### 4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に定める要件に適合しているか審査を行い、所定の要件を具備しているものと認め、令和 8 年 5 月 28 日付けでこれを受理することを決定した。

#### 5 監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては、法第 199 条の 2 の規定による除斥の対象とならない。

### 第 2 監査の実施

#### 1 監査対象事項

監査対象事項を「幹線第 93 号線ほか補修工事（路面凍結防止工）」（以下「本件工事」という。）により行った融雪剤散布業務に係る財務会計手続等に関する事項とした。

#### 2 監査対象部局

監査対象部局を川口市建設部とした。

#### 3 監査の実施

監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取するなど、慎重に監査を行った。

#### 4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から郵送により追加資料の提出があり、令和8年6月19日付けで收受するとともに、請求人は、6月29日に陳述を行った。

陳述の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 本件工事価格の決め方について

事業者が独自に積算した見積もりが、発注者である市の積算と諸経費の割合まで含めて完全に一致しており、公正な競争が確保されていない恐れがある。

##### (2) 完了検査について

作業報告書の内容では、どこに、どれだけの量を、どの順序で散布したかが特定できず、塩化カルシウムの出庫記録や在庫記録、数量を確認した記録も記載されていない。また、工事写真はいつ撮影されたか確認できず、第三者が写り込むなど、施工内容を客観的に記録した工事写真とは認め難いものである。さらに、工期が5日間とされながら、実際の現場作業時間が2月7日の一日合計5時間半にもかかわらず、契約金額の全額が支出されている。

##### (3) 支出の決裁について

公文書部分公開決定通知書（令和8年4月6日付け）の時点で不存在とされていた支出負担行為兼支出命令書（以下「支出伝票」という。）及び工事執行伺書が、その後の追加開示により、令和8年4月14日付けで存在することが判明し、当初請求年月日が空欄で公開された請求書に支出伝票と同日の令和8年4月14日の日付が手書きで記入され、あたかも後から整合されたかのように付け加えられている。なお、4月14日という起票日は、既に令和8年度に入っているにもかかわらず、令和7年度予算で執行していることは、会計年度独立の原則に反する疑いがある。

##### (4) 代理人弁護士の委任について

代理人弁護士の委任は、道路賠償責任保険の特約に基づくものであることが判明したが、保険会社の承認や保険会社、代理店と市とのやり取りの記録が不存在とされている。委任状という結果だけが存在し、意思決定文書がないという説明は、通常の事務処理に照らして極めて不自然である。

##### (5) 文書の探索と情報公開について

公文書公開請求に関して、行政管理課が電子決裁システム、操作ログや承認ログ、公印使用簿等について記録が存在し、保有している部署も特定できると回答したにもかかわらず一切開示されない。

(6) 文書管理、契約事務、検査、公印管理の運用実態について

これらについては、過去の定期監査による監査委員からの指摘と改善を図った措置報告が実際の事務について機能しているか検証が必要である。

以上を踏まえた上で、請求人は、本件工事に係る会計、契約、検査、法務、保険対応及び情報公開手続といった関連する複数の事務全般にわたって疑義が生じていることから、公文書の各原本や電子決裁システム、公印使用簿による各決裁行為が適正か監査委員が直接調査を行い、調査した結果、違法又は不当な点が認められた場合の返還請求その他必要な措置を求める。

## 5 関係職員からの陳述聴取等

関係職員である建設部職員に対し、令和8年6月29日に事実確認のための陳述聴取を行った。

陳述の要旨は、次のとおりである。

(1) 融雪剤散布業務に関する経過及び違法・不当性について

本件工事は、令和8年2月7日から2月8日にかけて大雪の予報が発表され、国土交通省から各道路管理者あて注意喚起の文書が発出されたことに伴い、勾配のある橋りょうや坂の多い路線等に融雪剤を散布し、歩行者や自転車の転倒防止及び自動車のスリップによる器物損壊などの二次災害防止のため施工したものである。

(2) 本件工事に関する公金の支出について

本件工事は、建設工事（軽微な工事）執行事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づく50万円以下の工事として発注を行い、川口市請負工事等各課検査要領（以下「検査要領」という。）に基づき工事検査を実施したもので、事務の流れは以下のとおりである。

2月5日に工事執行伺書で発注決裁を受け、融雪剤散布等工事に精通した市内の業者2者に見積書の提出依頼及び徴取を行い、2月6日に発注業者を決定の上、工事発注書等を決定業者に送付した。

融雪剤散布を終えた受注業者から、2月9日に作業完了報告を、2月10

日に工事完成通知書及び工事写真帳を受領し、散布状況の確認、作業時間、融雪剤使用量等について書面検査を実施した。

その後、受注業者から請求書を受領し、4月14日に建設管理課へ請求書を提出し、同日、建設管理課において、支出伝票を起票した。

これらの一連の事務処理は、取扱要領及び検査要領に定められたフローに沿ったもので進められており、事務手続及び工期は適正であったものと認識している。

なお、工事執行伺書において、伺月日が2月6日となっているが、道路維持課において、降雪予報が発表された場合は、速やかに融雪剤を散布する方針としていることから、所属長から事前に指示がなされ、この命令に基づき見積を徴しており、2月6日は工事執行伺書の帳合いを行った日であることから、記すべき正確な日付は2月5日となるものである。

本件工事の設計書は、取扱要領第2条第2項の規定により設計書が省略できることとなっているため、書面として作成は行っていないが、一般的な工事の設計時に使用する土木積算システムを用いて検証を行った上で発注しており、発注金額は妥当であったと認識している。

### (3) 代理人弁護士委任手続に関する経過等について

請求人の飼っている犬が散歩中に融雪剤を誤飲したことに関し、道路管理者の瑕疵として、道路維持課に対し賠償を求めてきたことから、公益社団法人全国市有物件災害共済会の施設賠償責任保険において適用可能な争訟費用に該当すると判断の上、「損害賠償請求に係る事務の弁護士への委任について（令和8年2月25日決裁）」を受け委任したものである。そのため、委任費用については、保険会社が負担するものとなっている。

また、建設部においては、道路管理課、道路維持課、道路街路課の3課の案件を対象とした弁護士顧問契約を「C法律事務所」と締結しているが、この契約は、道路管理を行う上で、管理範囲が膨大で潜在する法的リスクも必然的に多くなることに鑑み、一般的な予防法務の取組として締結しているものであり、本件工事には関係していない。

以上のことから、本件工事の発注及び代理人弁護士の委任等については、適正な手順を踏んだ上で行われたもので、判断に誤りはなく違法性はないものと認識している。

## 6 監査の期間

令和8年5月18日から令和8年7月14日まで

### 第3 監査の結果

本件請求について、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求のうち、本件工事に係る費用の支出に係る部分及び代理人弁護士への委任契約に係る部分については、理由がないことから棄却し、情報公開対応及び文書探索の信用性の検証を求める部分については、法第242条に規定する要件を具備しないことから却下する。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由及び要件を具備しないものと認める理由）について述べる。

#### 1 事実関係の確認

関係職員である建設部職員の陳述及び聞き取り並びに提出された関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

##### (1) 本件工事の施工に至る経緯について

###### ア 当時の気象状況等について

国土交通省及び気象庁によると、令和8年2月7日から8日にかけて、日本付近は強い冬型の気圧配置となり、上空に強い寒気が流れ込む見込みで、関東甲信地方では、強い寒気の南下や気圧の谷の影響で、山地を中心に、関東地方南部の平地でも大雪となる所があると見込まれていた。

また、予想よりも地上気温が低くなった場合や降水量が多くなった場合には、警報級の大雪となる可能性があると考えられていた。

###### イ 本件工事に係る契約手続等について

令和8年2月7日から8日にかけて大雪の予報が発表され、国土交通省から各道路管理者あて注意喚起の文書が発出されたことを受け、勾配のある橋りょうや坂の多い路線等に融雪剤を散布し、歩行者や自転車の転倒防止及び自動車のスリップによる器物損壊などの二次災害防止を踏まえた対策を講じる必要があったことから、本件工事を行うこととし、本件工事に係る設計図書については、取扱要領第2条第2項の規定により作成を省略し、取扱要領に定める様式第1号の工事執行伺書により本件工事の執行について、取扱要領第3条第1項第2号に基づき融雪剤散布等工事に精通した市内事業者であるA社及びB社の2者を指名の上、道路維持課長が決

裁を行った。

なお、当該工事執行伺書には決裁日が２月６日と記載されているが、関係部局職員である建設部職員は、２月５日の誤記であるほか、設計図書の作成は前記のとおり省略しているものの、一般的な工事の設計時に使用する土木積算システムにより当該工事に要する費用の積算を行っている旨を述べている。

本件工事に係る決裁を受けたことから、道路維持課職員は、当該２者に対し見積書の提出を依頼し、同日、当該２者から見積書を徴取し、Ａ社にあっては消費税込みで２３万５，４００円、Ｂ社にあっては消費税込みで２７万５，０００円という結果であった。

なお、本件工事に係る予定価格については、取扱要領第５条ただし書の規定により作成を省略している。

２月６日に当該２者から徴取した見積書の結果に基づき、道路維持課長は本件工事に係る契約の相手方をＡ社（以下「本件契約受注者」という。）とする旨を当該工事執行伺書により決定し、本件契約受注者に対し、本件工事の工期を令和８年２月６日から１０日まで、契約金額を消費税込みで２３万５，４００円とする補修工事発注書及び除雪依頼箇所図面を送付した。

２月９日に本件契約受注者から、２月７日に午後３時から午後７時まで担当地区全箇所に、本件契約受注者が自ら用意した１袋当たり２５キログラム入りの塩化カルシウム２３袋を散布し、午後１０時から午後１１時３０分までパトロールを行った旨の除雪作業報告書が提出され、２月１０日に工事完成通知書及び工事写真帳が提出され、同日、道路維持課職員の立会者及び道路維持課長の検収の押印がなされた。

本件契約受注者から２月下旬頃に請求日が空欄の請求書が道路維持課へ提出され、道路維持課職員は４月１４日に経理事務を所管する建設管理課へ回付し、建設管理課職員が当該請求書に請求日を令和８年４月１４日と記入し、同日、支出伝票を起票し、建設管理課長が決裁の上、会計管理者へ支出伝票を送付し、会計管理者は４月２８日に支出伝票の審査を終了の後、５月８日に本件契約受注者へ２３万５，４００円が支出された。

(2) 代理人弁護士への委任に至る経緯等について

2月7日の本件工事による融雪剤散布後、同日夜、鳩ヶ谷本町1丁目地先の川口市道鳩ヶ谷第213号線において、散歩中の請求人らの飼い犬が路上に散布された融雪剤を誤飲したことにより体調不良となったことに対し、損害賠償を求められた。

請求人らと道路維持課職員との間の交渉が平行線であったことから、道路管理事務に関わる行政執行上生じる法的な問題に関し助言を受けるため顧問契約を締結している弁護士法人へ当該損害賠償請求を受けている件を巡り交渉等に関する事務を委任することとし、2月25日に建設部長の決裁を受け、当該弁護士法人に当該事務を委任した。

なお、当該弁護士法人への委任に係る費用については、川口市が加入する道路賠償責任保険により争訟費用として保険金が支払われるものであり、その保険金は当該弁護士法人へ直接支払われることから、特に発生しないものである。

また、当該法律事務所へ提出した委任状には川口市長の印が押印されているが、これは、川口市公印規則（昭和46年規則第19号。以下「公印規則」という。）第6条前段の規定に基づき、2月25日に道路維持課職員が文書管理システムを用いて出力した紙による起案文書の公印承認欄に、川口市長の印を管理する行政管理課の公印取扱者である情報公開文書係長の認印を受けた上で押印されたものである。

### (3) 監査対象事項に係る費用

監査対象事項に係る費用で、本件請求から1年以内の対象となるものは、以下のとおりである。

ア 本件工事に係る費用（工事請負費） 23万5,400円

## 2 判断

### (1) 本件工事に係る契約手続等に関する違法性等について

#### ア 財務会計上の行為について

住民監査請求は、法第242条第1項で「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の

負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

また、住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実について、住民に対しその予防又は是正を監査委員に請求する機能を与え、もって住民全体の利益を確保し、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としている。

したがって、住民監査請求の対象となる普通地方公共団体の執行機関又は職員の行為は、普通地方公共団体が特定の行政目的のために行う一連の行為の中でも、普通地方公共団体の財産上何らかの損害を与え、ひいては住民の利益の侵害につながる財務会計上の事務処理にのみ関連するものに限られ、それ以外の一般行政上の行為については、たとえ、それが何らかの財務的効果を生じることがあるとしても、これを住民監査請求の対象とすることはできないと解されている。

一方、住民訴訟の対象となる財務会計上の行為については、「法第242条の2の住民訴訟の対象が普通地方公共団体の執行機関又は職員の違法な財務会計上の行為又は怠る事実に限られることは、同条の規定に照らして明らかであるが、その行為が違法となるのは、単にそれ自体が直接法令に違反する場合だけではなく、その原因となる行為が法令に違反し許されない場合の財務会計上の行為もまた、違法となるのである。」、「前者が違法であれば後者も当然に違法となるものと解するのが相当である。」（最高裁昭和60年9月12日判決参照）と判示されている。

請求人は、本件工事に係る設計図書及び予定価格が存在せず、川口市契約に関する規則（昭和39年規則第14号）に違反する旨を主張する。

この点について、契約における設計図書の作成及び予定価格の設定は、契約の締結の直接の原因をなすものとは判断できないものの、契約の締結に至るまでの事務手続の一つとして一連性及び関連性が極めて高いこと

から、当該行為は、前述した「契約の締結若しくは履行」、いわゆる住民監査請求の財務会計上の行為の先行行為として、その行為の違法性及び不当性について検討する必要があると判断する。

イ 本件工事に係る設計図書及び予定価格の不存在の違法性等について

本件工事に係る契約当時の川口市契約に関する規則の一部を改正する規則（令和7年規則第106号）による改正前の川口市契約に関する規則（以下「契約規則」という。）第16条の4第1項は、「随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない」とし、同条第2項は、「前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、川口市予算事務規則（昭和62年規則第23号。以下「予算事務規則」という。）第17条第1項の規定による決裁を受けたことをもって、同項に規定する予算執行伺書に記載された金額で予定価格を定めたものとみなすことができる。この場合において、市長は、前項の書面の作成を省略することができる。」とし、同項第1号は、「予算を執行しようとする額が第16条各号に掲げる契約の種類に応じて当該各号に定める額以下であるとき。（工事の請負にあつては、130万円）」と規定する。

なお、予算事務規則第17条第1項に規定する別表第1では、50万円以下の工事請負費の予算執行に当たり、予算執行伺書の作成は不要とされている。

川口市では、1件の予定価格が130万円以下の軽微な工事については副市長決裁により取扱要領を定め、取扱要領第2条第2項において「予定価格が50万円以下の工事において、業者への現場説明により見積書及び内訳書を徴取できる場合には、設計図書の作成を省略できる」とし、第5条ただし書において、「契約規則第16条の4第2項第1号の規定による場合は、予定価格書の作成を省略できる」と規定する。

これを本件について見ると、取扱要領に基づく業者への現場説明を行っていないが、路面凍結防止工は毎年発生するものであり、本件工事に係る箇所の道路の総延長は約3,000メートル、総面積は約1万4,270平方メートルであることは図面上明らかであることから、設計図書の作成を省略の上、現場説明を行わずに見積書及び内訳書を2者から徴取したこ

とが取扱要領に明らかに違反し、違法又は不当であるとまでは認められない。

また、予定価格書を作成していないことについても、取扱要領により作成しないこととできる場合に該当することから、取扱要領に則ったものであると認められる。

なお、予定価格書の作成は行われていないものの、道路維持課職員が一般的な工事の設計時に使用する土木積算システムにより当該工事に要する費用の積算を行い、見積書に記載された金額が妥当であった旨を述べている。

ウ 本件工事に係る発注から検査までの手続の違法性等について

請求人は、本件工事に係る予定価格、設計金額及び見積金額がすべて一致していることが、違法又は不当である旨を主張する。

この点について見ると、本件工事に係る設計図書及び予定価格書は前記のとおり作成を省略の上、2月5日に取扱要領第3条第1項第2号に基づき融雪剤散布等工事に精通した市内事業者である本件契約受注者及びB社の2者を指名の上、当該2者に見積書の提出を依頼し、同日、当該2者から見積書及び内訳書が提出された事実が認められる。

取扱要領第6条第2項は、「予定価格が50万円以下の工事については、担当課は契約締結伺書に代えて工事執行伺書（様式第1号）により担当課長の決裁を受けて契約の相手方を決定する」と規定する。

そうすると、道路維持課長は、2者から提出された見積書の金額を比較し、安価であった本件契約受注者を本件工事の相手方として取扱要領に基づき契約することを決定の上、本件契約受注者へ補修工事発注書を送付したことは、本件工事に関し本件契約受注者は、見積書及び内訳書に記載の工事を緊急に特別な事情が発生した場合を除いて、その金額で工事を行う義務が生じるとともに、川口市も緊急に特別な事情が発生した場合を除き、その金額を支払う義務が生じるものであって、見積金額と契約金額が一致していることには、何ら違法又は不当な点は認められない。

また、請求人は、本件工事の発注が工期を2月6日から10日までとされ、実際の工事は2月7日のみ行われ、2月10日に本件契約受注者から工事完成通知書及び工事写真帳が提出されたことが、不自然である旨を主

張する。

この点について見ると、工期についての特別の定めは存在しないものの、道路維持課長が天気予報等の情報により 2 月 7 日から 8 日にかけて警報級の大雪となる可能性があったことから、工期始めを 2 月 6 日としたこと、また、本件契約受注者の報告書作成等による時間を考慮し 2 月 10 日を工期末としたことには、不合理な点は認められない。

さらに、請求人は、本件工事に係る検査が本件契約受注者の提出した限られた資料に基づき完了とされたことが不備である旨を主張する。

取扱要領第 9 条は、「担当者は、工事が完成したときは、受注者から工事完成通知書を提出させるものとする」と規定し、検査要領第 6 条第 2 項ただし書は、「請負代金額が 50 万円以下の工事の検査で、工事等部分がわずかでかつ軽微なものであり、動作確認を要しないものについて工事担当課長が適当と認めた場合は、現地確認、工事記録、工事写真等で検査する方法によることができる」と規定する。

この点について見ると、本件工事は融雪剤散布業務という特性により融雪剤が既に溶けており実地検査を行うことができないことから、道路維持課長が本件契約受注者から提出された除雪作業報告書及び工事写真帳による検査を行うことは、本件工事の性質上、一定の合理性を有するものである。

そして、除雪作業報告書に記載された融雪剤の散布量は、道路維持課が把握する本件工事箇所の総面積が約 1 万 4,270 平方メートルであることから、相当性を有するものであることが認められる。

ただし、請求人が主張するように、工事写真帳の写真に作業箇所及び日時の記載がないことについて、作業箇所は道路維持課職員が判断できるとしても、作業日時までは特定することができないことから、2 月 10 日に職員の立会者及び道路維持課長の検収の押印がなされ「完了」としているが、工事に係る検査としては不十分なものであると言わざるを得ない。

エ 本件工事に係る請求書の受領から支出までの手続の違法性等について

請求人は、本件契約受注者から提出された請求書に請求年月日の記載がなく、不完全な書類に基づく支出は、違法又は不当である旨を主張する。

取扱要領第 12 条第 2 項は、「請負代金額が 50 万円以下の工事につい

ては、検査合格後、受注者から適正な請求書を提出させ、工事執行伺書（様式第1号）に完成月日、検収月日を記載し、工事管理課又は予算所管課は工事執行伺書（様式第1号）の支払事務欄に押印して、支払い処理を行うものとする」と規定する。

この点について見ると、本件契約受注者から請求年月日が記載されていない本件工事に係る請求書が2月下旬頃に道路維持課へ提出され、4月14日に経理事務を所管する建設管理課へ回付し、建設管理課職員が当該請求書に請求日を令和8年4月14日と記入した事実が認められる。

なお、道路維持課が所管する50万円以下の工事に係る請求書については、川口市が依頼したのか、受注者が自ら判断したのかは定かではないが、請求年月日が記載されていないものが多く提出されていることがうかがわれる。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）は、第14条で「この法律（第12条及び前条第2項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する」と規定し、第6条第1項で支払の時期を「国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日以内の日としなければならない」と規定し、第8条で「国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（令和7年度は年2.5パーセント）を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない」と規定する。

そうすると、請求年月日が記載されていない請求書は、支払遅延防止法の定める適法な支払請求と解することができないのみならず、支払期限及び遅延利息の起算日が確定しないものであって、建設管理課職員による請求書への請求年月日の記入は、不適切な事務処理であると言わざるを得ない。

オ 本件工事に係る支出が令和7年度予算であることの違法性等について

請求人は、本件工事に係る費用について、支出伝票の起票が令和8年4月14日になされ、令和7年度予算において支出されていることは、法に

定める会計年度独立の原則に反し、違法又は不当である旨を主張する。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）は、第143条第1項第4号で歳出の会計年度所属について、「工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度」と規定する。

この点について見ると、本件工事の完了日は、本件契約受注者が工事完成通知書を提出した令和8年2月10日であることから、令和7年度予算により支出しなければならないものであり、令和7年度予算により本件工事に係る費用を支出したことは、適法なものである。

#### カ 小括

以上のことから、本件工事に係る費用の支出に関する一連の手続については、一部に瑕疵が認められるものの、本件工事に係る契約の過程に予算執行の適正を確保する見地から看過し得ない重大な瑕疵があるとまでは認められず、本件工事に係る契約に基づき、川口市は本件工事を現に行つた本件契約受注者に対し23万5,400円を支払わなければならない義務があり、当該支出により川口市に損害は発生していないことから、本件工事に係る費用の支出に係る部分については、理由がないものと判断した。

#### (2) 代理人弁護士との委任契約に関する違法性等について

川口市が抱える法的な問題への対応について、どのような手法で行うかは、川口市長の当該対応を行う目的やその必要性、対応に至る経緯、対応の内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因その他の諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられているものと考えられる。

そして、そのような裁量行為に関しては、上記の諸般の事情を総合考慮した上でなお、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものと評価されるべきでなければ、当該行為は違法となるものではないと解すべきである（最高裁平成16年7月13日判決参照）。

この点について見ると、本件工事に係る損害賠償請求を受けている件を巡り交渉等に関する事務を弁護士法人に委任としたことは、川口市長の広範な裁量的判断であり、社会通念に照らしても著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは認められない。

また、弁護士法人への委任に係る手続についても、2月25日に建設部長

の決裁を受けており、当該弁護士法人へ提出した委任状は、公印規則第6条前段の規定に基づき、2月25日に道路維持課職員が文書管理システムを用いて出力した紙による起案文書の公印承認欄に、川口市長の印を管理する行政管理課の公印取扱者である情報公開文書係長の認印を受けた上で押印したものであることから、手続上の瑕疵も認められない。

以上のことから、代理人弁護士への委任契約に係る部分については、財務会計上の行為に違法又は不当な点は認められず、理由がないものと判断した。

#### (3) 情報公開対応及び文書探索の信用性の検証を求める部分について

請求人は、本件工事及び弁護士への委任に係る情報公開対応及び文書探索の信用性の検証を求めているが、法第242条に定める住民監査請求は、前記のとおり、住民からの請求に基づき、普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実について、住民に対しその予防又は是正を監査委員に請求する機能を与え、もって住民全体の利益を確保し、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とする制度である。

このことから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではなく、その対象となるものは、同条第1項に規定する違法若しくは不当な「公金の支出、財産の取得、管理、処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他義務の負担」又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されており、これら以外のものを対象とする本件工事及び弁護士への委任に係る情報公開対応及び文書探索の信用性の検証を求める部分の請求は、不適法な請求であると判断した。

#### (4) まとめ

以上のことから、本件請求のうち、本件工事に係る費用の支出に係る部分及び代理人弁護士への委任契約に係る部分については、違法又は不当であるとは認められず、これによって損害が発生しているとは認められないことから理由がなく、情報公開対応及び文書探索の信用性の検証を求める部分については、法第242条に定める住民監査請求として不適法なものであると判断した。